恵那市猫の不妊去勢手術支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、飼い主の判明しない猫がみだりに繁殖することを抑制することにより、猫による危害及び迷惑を防止し、もって人と猫が共生できるまちづくりを推進するため、飼い主の判明しない猫を保護し不妊去勢手術を行ったものに対し、予算の範囲内において、恵那市猫の不妊去勢手術支援事業補助金を交付することについて、恵那市補助金等交付規則（平成 16 年恵那市規則第 44 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　市民　住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録された者

（２）　自治会等　市内の自治会又はこれらに類する団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の２第１項に規定する地縁による団体をいう。）及び地域自治区（恵那市地域自治区条例（平成 30 年恵那市条例第 42 号）に規定する地域自治区をいう。）

（３）　不妊手術　市内に生息する雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出並びに片耳先端にＶ字形の切れ込みを入れる識別処理（以下「識別処理」という。）を行うことをいう。

（４）　去勢手術　市内に生息する雄猫の精巣摘出及び識別処理を行うことをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市民、自治会等及び次項の規定により市に登録した動物愛護団体（以下「実施団体」という。）とする。

２　補助金の申請を行う動物愛護団体は、申請を行う年度ごとに、第７条に規定する補助金の交付申請を行う前までに恵那市猫の不妊去勢手術支援事業実施団体届出書（様式第１号。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、届出書が提出されたときは、当該提出を行った動物愛護団体を実施

団体として恵那市猫の不妊去勢手術支援事業実施団体登録簿（様式第２号）に記載するものとする。

４　実施団体は、届出書の内容に変更があった場合は、速やかに恵那市猫の不妊去勢手術支援事業実施団体変更届出書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行わせた獣医師による不妊手術及び去勢手術とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

（１）　他の補助金等の交付を受けて実施された補助対象事業である場合

（２）　補助対象事業の対象となる猫の所有者が判明している場合

（３）　補助対象事業が営利を主たる目的とし、公益性を欠く場合

（４）　補助対象事業が政治活動又は宗教活動の一環として行われる場合

（５）　その他市長が補助することが適当でないと認める場合

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に係り補助対象者が支払った費用とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、当該額の上限額は、補助対象事業の対象となる猫１匹当たりに対し、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　不妊手術　6,000 円

（２）　去勢手術　4,000 円

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、恵那市猫の不妊去勢手術支援事業補助金交付申請書兼誓約書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　猫の返戻承諾書（様式第５号。申請者が実施団体であって、不妊去勢手術を終えた猫を保護した場所に戻す場合に限る。）

（２）　猫の引取確認書（様式第６号。申請者が実施団体であって、不妊去勢手術を終えた猫を他の者が引き取る場合に限る。）

（３）　その他市長が必要と認める書類

２　申請者は、補助対象事業実施日の属する年度の２月末日までに前項に規定する申請を行なわなければならない。

（交付決定）

第８条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定する。

２　市長は、前項の規定による決定をしたときは、補助金を交付する場合にあっては恵那市猫の不妊去勢手術支援事業補助金交付決定通知書（様式第７号）により、補助金を交付しない場合にあっては恵那市猫の不妊去勢手術支援事業補助金不交付決定通知書（様式第８号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（実績報告）

第９条　前条の交付決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに恵那市猫の不妊去勢手術支援事業補助金実績報告書（様式第９号）に次に掲げる書類を添付して報告しなければならない。

（１）　不妊去勢手術に係る領収書の写し

（２）　猫の不妊去勢手術実施証明書（様式第10号）

（３）　その他市長が認める書類

（補助金の額の確定）

第10条　市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは当該補助金の額を確定し、恵那市猫の不妊去勢手術支援事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により、交付決定者にその旨を通知するものとする。

（交付の請求）

第11条　前条の規定による通知を受けた交付決定者は、恵那市猫の不妊去勢手術支援事業補助金交付請求書（様式第12号）を、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第12条　市長は、補助金の交付の決定を受けた者が第４条第２項に該当する事由に該当すること、又は偽りその他不正な手段により当該決定を受けたことが判明した場合は、当該決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは当該補助金の返還を命ずることができる。この場合において、補助金の返還を命じられた者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。